

〇〇〇 〇〇〇様

1. 支給のご案内

このたび、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、国の給付事業として、**令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円、18歳以下の子どもを扶養している方には子ども1人あたり2万円**の給付金を支給する方針が示されました。

支給の対象となりましたので、本給付金を支給いたします。

なお、**本給付金の支給を希望される方は、手続きは原則必要ありません。**

2. 振込先情報

金融機関	〇〇〇〇〇〇銀行
支店名	〇〇〇〇〇〇支店
口座名義	〇〇〇 〇〇〇
口座番号	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 * * * *

令和7年3月27日（木）頃から順次、印字された口座へ振込いたします。

3. 振込先口座の変更を希望する場合や給付金の受給を辞退する場合

（1）「口座変更」や「辞退」について

①振込先口座の変更を希望する方や②給付金の受給を辞退する方は、**令和7年3月14日（金）**までに、「口座変更」または「辞退」のご連絡をお願いします。

下記窓口でお手続きいただくか、給付金コールセンターへお電話いただき「口座変更届」や「辞退届」をお取り寄せください。

① 振込先情報記載の口座以外への振込を希望される場合 「口座変更届」の提出が必要です。 ※口座変更届が小山市に届いてから、振込までに1～2か月程度かかります。
② 給付金の受給を辞退される場合 「辞退届」の提出が必要です。

（2）手続き方法

・本庁2階の生活福祉課臨時給付金窓口で手続き

本人確認書類の写し（コピー）と振込先口座の変更を希望する場合は通帳の写し（コピー）をご持参ください。

・給付金コールセンターへお電話いただき、書類送付をご依頼ください。

※窓口及びコールセンターの開設時間 8時30分～17時15分（土・日曜日・祝日を除く）

4. 問合せ

小山市臨時給付金コールセンター 電話番号：050-1871-0601

小山市 生活福祉課 電話番号：0285-22-9623